

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	高知市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kochi.kochi.jp/site/mynumber/ppc-notification.html

執行機関名 高知市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者ホームヘルプサービスの利用者であって低所得のものに対する介護保険法による訪問介護等に係る利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高知市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第9の項 障害者ホームヘルプサービスの利用者であって低所得のものに対する介護保険法による訪問介護等に係る利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの

⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法（平成9年法律第123号）第1条	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	この要綱は、障害者施策によりホームヘルプサービス事業を利用していた介護保険制度の適用を受ける低所得者の障害者に対し、利用者負担の軽減措置を講ずることにより訪問介護、介護予防訪問介護若しくは夜間対応型訪問介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）のサービスの継続的な利用の促進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 1 号	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱 第3条第1項
②事務の内容	介護保険法第三十六条の要介護認定又は要支援認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱第3条第1項に規定する介護保険法第19条に規定する要介護認定若しくは要支援認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 1 号	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	他の市町村による要介護認定(同法第十九条第一項の要介護認定をいう。)又は要支援認定(同条第二項の要支援認定をいう。)に関する情報	他の市町村による要介護認定(同法第十九条第一項の要介護認定をいう。)又は要支援認定(同条第二項の要支援認定をいう。)に関する情報